

新生児聴覚検査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児に対する聴覚検査及び費用の助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(聴覚検査の対象者)

第2条 聴覚検査(A A B R (A B R)又はO A Eによる聴覚検査に限る。以下同じ。)の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年7月1日以降に出生した乳児であつて、聴覚検査を受けたことがないもの

(2) 市内に住所又は居所を有する乳児(市内を住所とする住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳への記載がなされるまでの間にある乳児を含む。)

(3) 聴覚検査を実施する日において生後3か月未満の乳児

(聴覚検査の実施)

第3条 市長は、対象者に対する聴覚検査を病院、診療所又は助産所(以下「委託医療機関」という。)に委託して実施するものとする。

(受診及び費用負担)

第4条 対象者の保護者は、対象者に委託医療機関において聴覚検査を受けさせる場合は、必要事項を記載のうえ市長から交付を受けた券を提出するものとする。

2 対象者の保護者は、対象者に聴覚検査を1回受診させるにつき、A A B R (A B R)による聴覚検査にあつては3,000円を超えた額を、O A Eによる聴覚検査にあつては1,500円を超えた額を負担するものとする。

(聴覚検査の結果の確認)

第5条 市長は、聴覚検査の結果に関する確認を一般社団法人横須賀市医師会に委託して行うものとする。

(費用の助成)

第6条 第3条の規定による聴覚検査を受けない対象者が委託医療機関以外の医療機関において聴覚検査を受けた場合は、対象者の保護者に対しその費用を助成するものとする。

2 助成の額は、対象者が受けた聴覚検査に係る費用の額とし、A A B R (A B R)による聴覚検査にあつては3,000円、O A Eによる聴覚検査にあつては1,500円を限度とする。

3 第1項の規定による助成を受けようとする者は、対象者が聴覚検査を受けた日から起算して1年以内に、新生児聴覚検査費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 聴覚検査の費用に係る領収書

(2) 第4条第1項に規定する市長から交付を受けた券

(3) 母子健康手帳の写し

(4) 振込先となる金融機関の口座が分かる書類

4 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成を決定したときは、新生児聴覚検査費用助成決定通知書により通知するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。